ト　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容		
チ　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況		
リ　専門研修の実施状況		
七　人員に係る内容		
イ　臨床研修医の数		
ロ　専門研修を受ける医師の数		
ハ　診療科目別の医師及び専攻医の数		
ニ　在宅医療部門の有無及び従事者の数		
ホ　救急外来の有無及び従事者の数		
ヘ　地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数		
ト　休日夜間等の体制等		
(1)　休日及び夜間・時間外における救急受入体制の有無		
(2)　休日及び夜間・時間外における次に掲げる診療体制の有無		
(i)　検体検査		
(ii)　CT検査		
(iii)　MRI検査		
(iv)　消化管内視鏡検査		
(v)　血管造影検査		
(vi)　小児科診療		
(vii)　産科診療		
(viii)　全身麻酔を伴う手術		
八・九　（略）	（略）	病院又は診療所
十　救急医療の提供状況		医療機関機能に関する内容
イ　患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数（転院搬送件数を含む。）		病院又は診療所
ロ　救急患者連携搬送料の算定件数		
十一　手術に関する実績		
イ　手術・処置の実施件数（外科手術にあっては、全身麻酔を伴うものに限る。）		病院又は診療所
ロ　緊急手術・処置の実施件数		

（新設）		
三・四　（略）		（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）